

常総市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、常総市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（令和8年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）及び常総市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和8年4月1日施行。以下「基準要綱」という。）に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令、省令及び基準要綱において使用する用語の例による。

(指定事業者等の要件)

第3条 指定事業者及び指定の申請を行おうとする者（以下「指定事業者等」という。）は、法人であるものとする。ただし、当該法人の役員等が常総市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である場合を除く。

2 指定事業者等は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 労働に関する法律の規定であつて政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3か月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者
- (5) 法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条

の規定による通知があった日前 60 日以内に役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)

- (6) 申請者と密接な関係を有する者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない者
- (7) 法第 115 条の 45 の 9 による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 6 条第 1 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）であって、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者
- (8) 法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から法第 70 条第 2 項第 7 号の 2 に規定する聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 115 条の 45 の 9 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 6 条第 1 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）であって、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者
- (9) 第 8 号に規定する期間内に第 6 条第 1 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等（法第 70 条第 2 項第 6 号に規定するもの。）であって、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者
- (10) 指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等及び指定第 1 号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者

3 指定事業者等の法人の役員等は、前項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 10 号までのいずれにも該当してはならない。

(指定の申請及び更新申請)

第 4 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による申請は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

2 法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による指定の更新申請は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(指定の有効期間)

第 5 条 省令第 140 条の 63 の 7 の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6 年とする。

(指定の拒否)

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該事業者を指定することにより、常総市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

(指定の標示)

第7条 法第115条の45の5第1項及び法第115条の45の6第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

(変更の届出)

第8条 指定事業者は、次の各号に変更があったときは、10日以内に厚生労働大臣が定める様式により市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
 - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - (3) 申請者の登記事項証明書又は条例等
 - (4) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
 - (5) 利用者の推定数、利用者の定員
 - (6) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - (7) サービス提供責任者若しくは訪問事業責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴（第1号訪問事業の指定事業者に限る。）
 - (8) 運営規程
 - (9) その他
- (廃止の届出等)

第9条 省令第140条の62の3第2項第6号の規定による届出は、廃止又は休止しようとする日の1月前までに厚生労働大臣が定める様式により市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1か月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第一号介護予防支援事業の実施者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(再開の届出)

第10条 前条の規定により休止した事業を再開したときは、10日以内に厚生労働大臣が定める様式を市長に提出しなければならない。

(添付書類)

第11条 第3条及び第5条から前条までに規定する申請又は届出には、省令に定めるもののほか、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(事業者情報の提供)

第12条 市長は、第3条及び第5条から第7条までの規定による指定又は届出の受理をしたときは、茨城県、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）その他の機関に対して、指

定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (9) その他市長が必要があると認める事項
(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。